

近世西宮社における開帳と社中構造

——寛保四年開帳を中心に——

松 本 和 明

はじめに

近世における開帳研究は、居開帳・出開帳問わず、おもに江戸の寺院で行われる事例を対象に分析が進められてきた。その嚆矢といえるのが比留間尚氏の研究で、幕府宗教統制ないし文化史的視点のもと、江戸（とくに浅草寺）の開帳を事例に、近世全般を通しての概要と、開帳の種類・手続き・見世分析がなされている⁽¹⁾。また、北村行遠氏は、比留間氏の研究方法・成果に導かれながら、おもに日蓮宗寺院の江戸開帳を対象として、祖師（日蓮）信仰を紐帯とする江戸の講中が開帳を下支えするという同宗寺院開帳の特色をあぶり出すとともに、地方寺院（尾張国）における開帳を江戸との比較の視点から追究して、江戸以外における開帳研究の必要性を提起した⁽²⁾。さらに、湯浅隆氏は幕府宗教統制・寺院経営と、都市における民衆生活・文化の視点を絡めて江戸の開帳を分析し、神仏との結縁を主要な存在意義としていたものが、安永期を境に集客を狙って飾り物・見世物などを出し、興行の要素が強くなるという、時期による性格の違いに言及する⁽³⁾。

大坂における開帳については、鴻池義一氏の研究がある⁽⁴⁾。近世大坂の開帳の全体像と傾向を一覧にした貴重な成

果で、娯楽の場として参詣者の側の認識分析を行いつつ、開帳が純粹な宗教的行事から人集めや収益を第一とするようになると指摘する。

このように、江戸・大坂など巨大都市を事例とした分析に対して、高埜利彦氏による近江国石山寺開帳についての研究は、地方一寺院の居開帳分析として、また、朝暮関係まで射程に捉えており、特筆される⁽⁶⁾。それは、石山寺の本尊（如意輪観音）が勅封の秘仏であり、開帳には勅許を要することにも由来するが、従来の単線的な幕府宗教統制的視点とは一線を画するといえよう。ただし、石山寺の寺中構造と関連づけた分析ではない。

以上、開帳研究は、おもに巨大都市内の寺院にて実施された事例から分析が進められ、神社、それも都市部ではない地域大社の事例はない⁽⁶⁾。加えて、幕府宗教統制的視点からその種類や諸手続きといった概要、あるいは見世・収支など金銭的側面の分析に終始している観が否めない。また、その分析にあたっては、非日常的側面が強調され、それが平日の寺社運営とどのように関連しているのか、たとえば、収入についていえば、如何なる論理のもと、どのように配分されたのか、この点についての研究は、管見の限りみられない。開帳と寺院経営との関係を問う場合でも、寺院全体の収支がその対象となる。寺院は法人的存在として描かれているといつてよいだろう。近年、寺院社会論を中心として、寺社の構造的分析が求められているが⁽⁷⁾、開帳分析においても、かかる視点、すなわち、平日の寺社を支えていた内部構造が開帳において如何に変容したのか、あるいはしなかったのか、この点にまで踏み込んだ議論が求められよう。

また、都市内寺社での開帳と、村方寺社での居開帳、その相違の視点も重要であると考ええる。従来の江戸を中心とした研究においては、開帳を支える存在として、都市民衆ないし信仰を媒介として取り結ばれた講が指摘されているが、村方においては寺檀関係や氏神氏子関係といった、信仰を媒介としつつも地縁的に取り結ばれた関係が存在し、必然的に開帳自体も都市のそれとは性格を異にすることが想定されるからである。

如上の課題設定のもと、本稿では摂津国武庫郡西宮社における寛保四年（一七四四）開帳に注目し、開帳が如何なる関係・構造のもとに行われたのかを、平日との異同に注目しつつ、社中構造と関連づけて追究したい。さらに、構造と関連づけつつ、開帳をささえる人々の範囲、広義・狭義の信仰を媒介とした総体としての「神社社会」の描出も試みたい。

一 近世期の西宮社と開帳の概要

本章では、分析の前提として西宮社と近世期における同社開帳の概要を提示しておきたい。

西宮社の概要 近世の西宮社は、現在の本殿である夷社と、その北約二キロメートルの場所に鎮座する広田社、そして同社の境外摂社であり、夷社の境内に鎮座する南宮、これら三社からなり、その管理・神事は夷社の神職が兼帯していた。その詳細は別稿⁽⁸⁾に譲り、以下要点だけを摘記しておきたい。まず、社中を構成する存在として、神主・社家・祝部（祝子）・神子・願人などがいた。神主は神事と神社の管理運営を司り、吉井家が世襲した。社家は正徳四年（一七一四）までは四家あったが、同時期の社中争論に対して下された幕府裁許により大半が追放処分となり、以後は東向家のみが存続した。ここまですが神事の際祈禱行為を行うことができる狭義の神職身分である。そして、祝部は西宮近隣の、広田社の氏子村と思われる広田・中・越水の各村に居住する百姓であり、神事の際には祈禱行為は不可であるものの、神子の運送など補助的役割を担う半農半神職のような存在であった。いわば広義の神職身分として把握できよう。神子は西宮町に居住する氏子と思われる、神事の場合、あるいは平日は神楽所に詰め、参詣者の求めに応じて神楽を奉納する役を担っていた。元禄期には二十名程度が存在していたが、諸争論を経て、本稿が対象とする享保期以降は瓶子・大石・紅野など数名が確認できるのみである。願人は願人頭とも称し、諸国にてえびす御神影札を

頒布するえびす願人の総元締的存在である。社中では散銭管理や境内諸所の維持管理、神事の際の神供調整など、社の俗の部分を担当していた。中西・辻の二家があったが、正徳期の争論により中西家は追放となり、辻家のみ近世を通じて存続する。

以上の諸存在は、それぞれが執行可能な行為（役）が定められており、それはまた得分と密接な関係を有している。特徴として以下の諸点を挙げることができる。まず①神事に関与しない閑屋役人・広田宮役人を除く社中構成員について、神事中の役は各々の得分とはならず神用となること、②平日の祈禱、すなわち神事ではなく諸参詣者や氏子らの依頼による祈禱は神主・社家の得分となること、③神主は社中の大半の箇所と得分を管理しているが、その得分は神用に充当され、神主の得分とはならないこと、④願人頭の得分はえびす御神影札・諸国願人支配の対価であり、社中の維持管理に対する得分はないこと、⑤神子のみ神楽を奏することができ、その得分として神楽料を受納できる、などである。これらの諸点から、神職・半農半神職・俗人といった諸存在が個別の役割を担い、それへの対価を得つつ西宮社の神事・運営に従事していたが、ある程度の独立性が認められる神子を含め、彼らは神用に供するための諸役を担うことで、それを統轄する神主のもと統合され、かつ神事奉仕の局面において神主を頂点に重層的な関係として編成されていた。すなわち、近世西宮社の社中構造は、諸存在がかかる神用の論理と神事奉仕とによって神主を中心ないし頂点として統合・編成されることで成立していたのである。

かかるあり方は社中構造が一変する正徳期以前の事例であるが、基本的にはこのあり方は近世を通じて不変である。一点大きな変化を挙げると、祝部の位置づけである。正徳期以前は一切関与できなかった神事の際の祓禊読も正徳期以後は「社家・祝子祓勤読」⁹⁾とあるように加わっており、神事行為への関与が認められる。また、閑屋での毎月收支勘定や神主宅での会合に参会し、神領割（黒印地収納米の配分）にも加わっている¹⁰⁾。これは、正徳期以後は社家が一家のみとなり、西宮・広田両社の神事・運営をつつがなく執行することが人数的に困難となったため、祝

表1 近世西宮社における開帳一覧

	開始	終了	期間	間隔	理由	神主	備考
1	享保7年(1722) 3月1日	4月21日	50日	-	広田・西宮屋 根破損修理	45代 吉井良信	享保6.11.2 大坂へ出願
2	寛保4年(1744) 3月3日	4月23日	50日	22年	諸所破損・元 文5年水難	46代 吉井良行	寛保3.6.19 大坂へ出願/ 53日間開帳にて出願の ところ、大坂町奉行所より 50日とすべき旨下命により 変更
3	宝暦14年(1764) 3月3日	4月23日	50日	20年	諸所破損	47代 吉井良知	宝暦13.7.24 大坂へ出願
4	寛政3年(1791) 3月3日	4月23日	50日	27年	諸所破損	48代 吉井良足	寛政2.10.18 大坂へ出願
5	文化8年(1811) 閏2月20日	4月10日	50日	20年	修覆助成	49代 吉井良明	文化7.10.25 大坂へ出願
6	天保11年(1840) 3月3日	4月23日	50日	21年	修覆助成	50代 吉井良顕	天保10.10.11 大坂へ出願

註) 天保11年日記は現存せず。吉井良顕は天保10年5月に従五位下但馬守に叙任されており、神主職にあったと推測した(「口宣案」西宮神社本吉井家文書別26・27)。

部がそれまでの社家に代位したと考えるとよいだろう。

開帳の概要 近世期の開帳は、表1に示した通り六回実施さ

れており、いずれも三月上旬(文化度のみ閏二月)～四月にかけての五十日、夷社で行われる居開帳である。開帳対象は、「日本一体蛭子神像」(21頁掲載図参照)であり、これを東殿前、すなわち三連春日造りの本殿のうち向かって右側の第一殿前に出すことが、同社における開帳の核である。なお、享保度には沖夷神像、寛保度には「客人神像」をそれぞれ東殿の前に出している¹⁴⁾。また、拝殿に龍明珠、南宮に劍珠、本地堂に宝物、仮殿に境外末社松原天神の神像といったように、社宝類もあわせて展示された。

授与品についても、船玉守千五百枚・疱瘡守千六百枚、その他平産守など、かなりの量が準備されている¹⁵⁾。また、神樂所向かいにえびす御神影札の、本社西側へ御供・神酒の売り場をそれぞれ特設し、頒布促進につとめている。

開帳手続きについては、尼崎藩支配の時代は神主↓藩寺社役人↓大坂町奉行所というルートで、最終的には大坂町奉行所の許可を得たうえで行われた¹⁶⁾。加えて、開帳直前には神主・社家・祝部連印のうえ庄屋・年寄加判の請書を、大庄屋

を経て西宮町奉行へ提出する。明和六年（一七六九）上知以後は、西宮に設置された勤番所（大坂町奉行所与力が詰める）↓大坂町奉行所というルートでなされた。

開帳を行う理由は、諸所の修復費用捻出である。とりわけ近世最初となる享保度開帳は、夷・南宮両社の修復とともに、広田社遷宮（享保十二年（一七二七）三月上遷宮）の費用捻出を目的としており、これにより寛文期に幕府の手で復興造営されて以来五十年を経て本格的修復を行おうとしたのである（このかん幾度も修復が繰り返されているが、資金難のため破損箇所を板にて補修する程度の、応急処置的なものにとどまっている）。かかる目的のために開帳という手段をとった背景には、幕府寺社行政の転換がある。すなわち、元禄期を境として、幕府は直接的に資金を投入しての造営・修復ではなく、寺社自らが勸化・開帳を行い、それに許可を与えることで造営・修復を可能とする方式へと転換させたとされる¹⁴⁾。西宮社についても、寛文期の公儀普請に対して、修復資金捻出を目的としての享保度開帳であり、かかる幕府の方針転換と密接に関連していることがうかがえる。

享保度以後は二十数年間隔で開帳が実施されており、これにより諸所は大破に及ばざる以前に修復しえたのではないだろうか。すなわち、近世西宮社の開帳とは、三社本殿を中心とする諸所の本格的修復を行う費用を捻出するために実施されたのであり、神社側の思惑と幕府寺社行政とが交錯するなかで、神社側によって選択された手段であったといえよう。なお、表1からは神主一代ごと一回執行されていることが確認でき、修復とあわせて当代神主の晴れ舞台であると同時に責務として、また、ノウハウの継承という目的があったとも考えられる。

つぎに、開帳中の境内の様相を確認しておこう。開帳は、当然多くの参詣者（による散銭などの収入）を見込んで行われるが、それはひとり「日本一蝿子神像」の霊験あらたかさのみにあるのではなく、娯楽の少ない時代、二十数年に一度という境内の非日常的空間を楽しむに参詣する者の存在も想定されていただろう。その賑わいをもたらした要因が境内見世である。諸商人へ境内地を貸し、諸商売・諸芸能が行われるが、参詣者はこれらを目的のひとつ

に、また、諸商人は多数の参詣者を見込んで出店するという相乗効果によりさらに参詣者が増加するという構図となる。また、神社にとっても地代銀収入となる。

加えて、神社側も新規の行為を企画する。寛保度の音楽再興がそれである⁽⁴⁵⁾。「再興」とあるのは、近世以前には行われていたという由緒を根拠とすることで、奉行所ないし藩への出願時に新規として問題視される点を考慮したと思われる。主たる目的は開帳の荘厳化であろうが、天王寺より楽人を招請してまでの再興は、やはり参詣者増加、ひいては散銭などの増加を目論んでのことであると考えられよう。

かかる営為により、平日の境内にはみられない猥雑な空間が現出する。そのため、尼崎藩からも警固役人が出張し、境内に詰めていた。神社では予め仮設の詰所を境内に建てており、享保度の事例だと常時徒士目付一人・徒士二人・足軽（神社六人・西宮奉行所四人）・浦奉行三名という体制で、表大門近くに仮設された番所を拠点に巡回を行っていた。また、南宮東向かいには茶屋芝居人らのうちから毎夜二人が詰める番所が、裏門には棒突二人が暮六つより詰める番所がそれぞれ仮設され、社家・祝部らも毎夜一人が加役衆一人・棒突一人・日用二人・不寝番一人を連れ、高提灯や拍子木を携えて何度も境内を巡回している。

二 開帳中の諸定書と社中構造

1 諸定書

本章では、開帳中に通達された諸定書から、開帳中の社中構造を分析する。開帳の際、境内は非日常的空間と化すことを指摘したが、前章で示したような平日の社中構造を念頭におきつつ、異同を抽出することで、社中にとってはたして非日常であったのか、この点を追究したい。開帳に先立つ寛保三年十一月朔日、諸定書が、おそらく神主か

ら社中諸人へ通達され、諸人はそれへ請印を捺すことで周知がはかられるが、通達されたものを一覽にした表2-1によりながら以下順にその特徴を指摘したい。

A 定書 神主・社家・祝部・願人の開帳中諸役と役料を定めたものである。一条目では神事の厳修が規定されており、神事に欠かせない御供を調進する願人（六条目）まで含めて、開帳中においても神職らの第一の役儀は神事の一つがなき執行であったことがうかがえる。また、二条目では神主以外の者が輪番で終夜拝殿に詰めるとされており、これも平日の拝殿当番と同様のあり方である¹⁶⁾。異なるのは三条目以降で、四条目には守護場所が定められており、拝殿詰め以外の者も境内諸所に配置され、他出は禁止されている。また、三条目・五条目から、収入の配分方法が確認できる。まず、平日は神納となる本社散銭・初穂（無指名）・夷像札（御神影札）代、これらは平日とかわらず神納されるのに対して、南宮散銭・札料（祈禱札）・十二燈明料は平日拝殿当番や祈禱指名者が受納すべき性格のものであるにもかかわらず、「一切致神納」とあり、本社散銭などと同様に一旦神納される。そして五条目にある通

表 2-1 開帳時の定書

	定書	箇条の要点	箇条全文
A 定		神事の厳修	①朝夕御神事怠慢致間敷事
		火の用心・拝殿番	②昼夜火用心入念、五十日之間ハ神主之外輪番ニ一人宛拝殿ニ終夜相詰可申事
		散銭・初尾	③本社并南宮・宝物場等之散銭ハ勿論、十二燈明料・初尾物・寄進之金銀米銭ハ不及申、一切致神納、毛頭私欲致間敷事
		他出の禁止	④本社拝殿・南宮、其外銘々ニ引請候守護之場所ヲ明、他出致間敷事
		役料配分	⑤銘々役料之事ハ、神主・社家・祝部等平生ハ初穂并像札之外、札料・十二燈明料等自分之助成ニ相成候格ニ候得共、御開帳中ハ臨時之事ニ付、右之通尽ク致神納候得ハ、御開帳首尾能相濟候上惣御神納銀之高十分一神主・社家・祝部中役料として頭別ニ配分可致受納候、將亦南宮散銭ハ神主受納之当番ニ候得共、劍珠御出現ニ付致神納候へハ、五十日之間之分ハ例年之散銭之積ヲ以御神納銀之内より御開帳後ニ可致受納候、諸国より指上候初穂物も、神主始惣体平生知音之旦方ニ而、銘々名指仕持參之分ハ銘々ニ引請、神納ニ及申間敷事ノ附、百太夫之社茂致御開帳候得ハ、南宮同前ニ致シ可申事
	願人頭役料	⑥辻重左衛門親子共、五十日之間御供・神酒調進、并札場ニ相詰候事、当然之役目ニハ候得共、御開帳臨時之事ニ候得ハ、首尾能相濟候上、相応之役料神主取計為致受納可申事	

B	神楽所定	神楽の厳修	①朝夕神楽勤仕怠慢有間敷事
		火の用心	②昼夜火用心可入念事
		神楽料	③神楽料ハ平生之通可致受納候、勿論初穂物・寄進之金銀米銭等神納ニ罷成候物、神楽料ニ致混同、毛頭私欲之働有間敷事
		食事自賄い	④神楽料平生之通致受納候上ハ、五十日之間も食事万端自分ニ相當可申事
		神楽料	⑤此度御開帳之義ハ為御修理ニ候へハ、首尾能相済、神楽料過分ニ有之候ハ、其内より多少ニ不限可致神納候、私欲ハ存間敷候得共、神納之事ハ可為心持次第事
C	配下并五十日之間致加役相勤候銘々定	掃除	①朝夕御神前其外銘々相詰候場所掃除等入念、預御神事候者ハ勿論怠慢有間敷事
		火の用心・拝殿番	②昼夜火用心入念、拝殿ニ終夜老人宛輪番ニ致加役可申事
		横領の禁止	③御神前・御宝物場・御内陣口・御札場等におゐても内縁等ヲ以私之沙汰致間敷事ノ附、一錢も横領私欲有間敷段ハ勿論之事
		他出の禁止	④何方ニ而茂神主指図次第第二相詰、致勤役候場所ヲ明ケ、他出有間敷事
		役料	⑤五十日相勤候役料之義ハ、御開帳首尾能相済候上、神主取計、相応ニ相渡可申候、尤不限多少違論有間敷事
D	内所定	火の用心	①昼夜火用心第一可念入事
		食事の準備	②朝夕食事并中食配り候事、刻限無間違相勤可申事
		私に食事提供の禁止	③相定候人数之外臨時之者ハ、神主方より割判之外、内縁私之筋ヲ以一飯たり共申付間敷事
		儉約	④万端儉約ニ相守、神物之事ニ候へハ、一合一錢之事茂無用之費致間敷事
		役料	⑤閑屋役人庄兵衛事、右内所一切賄方相勤申候へハ、御開帳首尾能相済候上、役料神主取計可申事
E	棒突・日用之輩定	他出の禁止	①銘々引請候役目無相違相勤、一切他出致間敷事
		火の用心	②火用心入念、博突等堅致間敷事
		掃除・散銭運送	③御神前廻り・拝殿廻掃除、并散銭運送等之事、棒突仲間より相勤可申事
		拝殿番	④拝殿終夜之勤番所へ一人、東御門番所へ式人宛、毎夜輪番ニ棒突仲間より相詰可申事
		夜回り・臨時の神用	⑤夜回り之節、灯燈其外拍子木番等日用仲間より拝殿へも相詰、輪番ニ無間違相勤可申候、勿論臨時之御神用ハ各一統二間二合候様ニ相勤、少茂私ケ間敷心底有間敷事
九	後文	右定之通銘々能々相守、和順合一抽丹誠相勤可申候、勿論水茶屋・ミセ物其外菓子見世たり共無用ニ立入致間敷候、万一右之趣相背候歟、昼夜ニ不限大酒・色欲其外法外之我促成事有之候ハ、其品相応之過料ヲ蒙り可申候、仍而相定所之状如件	

出典：「社用日記」寛保3年11月朔日条。

り、神納されたのち、開帳終了後に役料として総額の十分の一を神主・社家・祝部へ人数割りで支給されるのである。享保度は十二燈明料・初尾については半額受納・半額神納¹⁰⁾であり、全額神納となる散銭と区別して勘定していたが、「日々散銭と別々ニ取集候而ハ私も有之様ニ而如何ニ候¹¹⁾」という理由でかような方式へ変更されたのである。すべて一旦神納銀へ繰り込んだうえでの再配分という方式への変更は、社中に対する神用の論理の貫徹を示す。金銭配分変化からかかる点が指摘できるのである。

なお、興味深いのは南宮と末社百太夫社の散銭の扱いである。この年は神主が受納の当番にあたっているものの、その神主ですら一旦神納の後、「例年の散銭之積ヲ以」支給されるとあることである。この規定は神主から通達されたはずであるが、神主当人ですらその埒外ではないことを示している。但し、諸国より上納された初尾のうち、受納者の指名があったものについては神納に及ばないとあり、この点は平日のあり方と同様である。

願人についても同様で、彼の役は①開帳中神事における御供・神酒調進と、②札場詰め、すなわち神楽所向かいに特設されたえびす御神影札売り場に詰め、札を頒布することである。平日において、①は願人の役であるため取り分はなく、②はその頒布額の四割を受納できるが、開帳終了後に「相応之役料神主取計為致受納可申事」とあることから、②も一旦神納され、改めて神主より「役料」として支給されると考えられる。また、これらは「当然之役目」ではあるが、開帳が「臨時之事」であるために「役料」として支給するという論理になっている。この論理が①・②の両方に適用されていると理解すると、①は平日には取り分が発生しないことから恩給の意味があり、②にかんしては本来「私用」として受納できる権利が開帳期間中は否定されていることを意味している。

B 神楽所定 神子のみを対象とした定書である。一条目では、神子の役たる神楽の厳修が要請される。それと対になるのが三条目であり、その対価である神楽料は平日同様神子の受納分となる。また、初穂・寄進の金穀を神楽料に混同して受納することは禁止されている。これは、神子の私欲という問題のみならず、参詣者にとつて斯様な神社内

部の事情は知る由もなく、かつ混雑している状況下、神楽所・神子に初穂を渡すなどの行為が行われる結果、神楽料との弁別が困難となる状況があったと想定される。この神楽料について、五条目では修理のための開帳ゆえ過分の場合は神納すべきとある。ただし、心持ち次第ともあり、あくまで神子の判断による。さらに、四条目では食事は自ら用意すべしとある。後述の内所定にあるように、関屋にて賄いが出る神主以下とは異なる点であり、それは神楽料受納が根拠となっている。

このように、開帳中の神子は、禁止事項通達がなされるといっ点において神主の支配をうけているが、そのいっばうで神楽料受納が認められ、神納を強制されない。この点で、神子が固有の集団を形成しているという、平日のあり方の延長線上に位置づけうる。

C 配下・加役銘々定 誰を対象とした定書か不明であるが、一条目より神前その他の場所へ詰め（Aの四条目に対応）、神事に関与するものであること、また、二条目より拝殿に終夜一人ずつ輪番で「加役」（Aの二条目に対応）として詰めることが規定されており、対象は他家・祝部などではないかと考えられる。その詰め場所は、三条目にある神前・宝物場（剣珠など宝物展示の場）・内陣口・札場（夷像札頒布の場）などと考えられ、その配置は四条目から神主の指図によって決められたことがわかる。札場についてはAの六条目にあるように、平日と同様願人頭辻がその職分として管理するが、開帳中は神職らも詰めたということだろうか。また、三条目の「一銭も横領私欲有間敷」という文言や、五条目に役料は開帳終了後神主より支給とある文言から、ここでも散銭・初穂などの金穀は一旦神納された模様である。すなわち、神主の指揮下にあること、そして、取り分は役料として神主より支給されるというあり方が看取される。

D 内所定 内容から関屋・関屋役人を対象としたものと思われる。以下具体的にみていくと、二条目・三条目で朝食と中食の配食が関屋役人の役であり、その配食にあずかれるのは「相定候人数」の者（神職・社役人らと思わ

れる)であり、それ以外の者については神主が発行する割判を所持する者のみであるとする。それは、四条目での配食も含めすべて神物であるとする点につながる。すなわち、神用として開帳に従事する者に対して、神物から無償で食事を提供するという論理であり、Bの四条目のように、神子の食事は自賄いであるという論理と表裏の關係にある。また、それ以外の者への食事提供は、神主のみが許認可権を有していることにも注意したい。そして、五条目ではこの任にあたる関屋役人庄兵衛に対して、終了後神主より役料が支給されるとある。

開帳中、神職らは混雑する境内の諸所に終夜拝殿番を含めて配置され、また他出禁止が規定されている以上、西宮町中や広田村などの自宅へ食事を携りにその都度帰宅するということはなかったのではないかと推察される。そのために関屋において神用として無償で食事が提供されたと思われる。かかる状況のみを切り取れば、開帳中の関屋・関屋役人はまさに非日常的な使役のされ方をしていたといえるが、神主の指揮下において、神用の論理のもと関屋が機能しているという点においては、平日と何らかわらない論理が貫徹していたのである。

E 棒突・日用之輩定 棒突(史料表記は「棒擣」) 仲間と日用仲間にかんする定書である。三〜五条目にあるように、両者は個別の役を担っており、棒突仲間の役は神前廻りと拝殿廻りの掃除・散錢運送・終夜拝殿勤番所(一人)と東御門勤番所(二人)へ輪番にて詰めることなどであり、日用仲間の役は提灯・拍子木番などとして輪番で夜廻りを行うことである。五条目の「各一統」が両仲間を指すのか、日用仲間のみかかる文言か、不明であるが、臨時の神用時は仲間一統で勤めることもある。社中で担う役からみれば近似的存在といえるが、棒突は清掃・警備・散錢運送を担い、日用は夜廻りの拍子木番など、前者に比べてさらに程度の低い雑用を担っていたと考えられる。A〜Dで確認したように、平日においてはかかる役を担う願人頭・関屋役人が多忙を極めるため、その職掌を補充・代替することに彼らを雇う目的があったと思われる。この点、あるいは「臨時之御神用」という文言を裏から捉えたとき、彼らの担う役はいずれも神用として把握できる。おそらく役料は神主より神用分から支給されたと考えられる。な

お、二条目に博奕禁止が示されている。これはA、D、すなわち平日の神社を構成する社人らを対象とした定書には示されておらず、この点に臨時雇用たる彼らに対する神社側の他者としての認識が垣間見える。

2 掲示された諸定書

文書を回覧のうえ署名・請印させるさきの形式とは異なり、諸人の目にとまる場所に掲示される。表2―2にまとめたが、前項との重複をさけるため、記号はa、eと付した。

まずaは、開帳の前年、寛保三年十月二十四日に、社中が関屋にて会合を行い、境内を諸商人へ貸すことを決定したうえで、絵図を作成して間数・道を決め、表門前の鳥居そばへ松板の札にて掲示したものである。社中から諸商人へ、地割りは十一月十日から二十日までの期間に行い、取次人を介しての又貸しは不可の旨通達するものである。

bはその地割り前に南宮御供所の表東角に制札形式の檜板にて掲示されたもので、これも諸商人への通達という性格のものである。内容は、遊女・博奕・喧嘩や神社との直相對以外の内々の場所の貸し借りの禁止(②③④)とともに、社中の者へは境内見世へ立寄ることは禁じているため、万一立寄っても一銭も負けてはならず、違論に及んだ場合は神主方へ連行のうえで訴えるようにとあることが注目される(⑤)。これはさきの社中内部での規定の後文を实效あるものとする箇条であり、また、神主が社中に対しての責任者であることがわかる。そして、これらに違反したものは見世取り崩しのうえ境外への追放となり、罰則・過料などはないものの、支払い済みの地代銀の返還はなく、その分が損失となる。

以上、開帳中の境内諸商人宛の定書類からは、まず掲示自体が松・檜の立て札形式の掲示であり、社中以外の人々を対象とすることを象徴的に示していると考えられること。これは後述の社中宛定書類が屋内への紙貼り形式であるのと対象的である。また、内容から、神主を責任者とした社中は、規制を通告する権限は有するものの、それに違反

表 2-2 開帳時の掲示定書

	定書	内容	掲示場所	典拠
a	覚	来春御開帳ニ付境内ヲ水茶屋・ミセ物類等ニかし、地割十一月十日より廿日迄之内ニ相定候也／但シかり主本人直相對之外取次人伝ニかし不申	門前へ松板札を出す	寛保 3.10.24
b	定	①昼夜火用心可入念事	南宮御供所表東角に檜板（制札仕立て）	寛保 3.10.28
		②遊女・博奕堅ク御法度之事		
③喧嘩口論致間敷事				
④境内ヲかり候者、社中より直相對之外内々ニ而かりかし堅ク致間敷事				
⑤社用ニ預り候者、水茶屋・ミセ物類ハ勿論、菓子見世たり共無用ニ立入致間敷定二候、万一罷越候共一錢も用捨致間敷候、若違論ニおよひ候ハ、直ニ神主方へ召連、其品相訴可申事				
右之通及違背候ハ、早速見世取崩し境内之外江追出し、地代銀ハ可為其者之損失候、其外申渡候通能々相守、御開帳中ハ境内一統ニ申合、吉凶相共ニ助合、一家のこたく和順すへし、此趣不得心之輩ハ始より境内へ立入間敷者也				
c	定	①朝夕御神事怠慢有間敷事	拝殿・御供所へ紙にて貼る	寛保 3.10.28
		②昼夜火用心可入念事		
③銘々引請候守護之場所ヲ明ケ他出致間敷事				
④本社并南宮其外散銭ハ勿論、札料・初穂物・寄進之金銀米銭等尽ク致神納、毛頭私欲致間敷事				
⑤境内境外之水茶屋・ミセ物類ハ勿論、菓子見世たり共無用ニ立入堅ク致間敷候、将亦商人等其余一切内縁賄賂之筋ヲ以依怙最眞之沙汰致間敷事				
右之通若及違背候者ハ其品相応之過料ヲ蒙り可申候、其外相定候通能々相守、昼夜抽丹誠、各和順ニ申合、大切ニ勤仕可有之者也				
d	御開帳中定	①朝夕御神事怠慢有間敷事	神楽所に貼らせる	寛保 3.11.1 (掲示月日は寛保 4.2)
		②昼夜火用心可入念事		
③初穂物・寄進之金銀米銭等神楽料ニ致混雜、横領私欲之働有間敷事				
④昼夜ニ不限神楽所ヲ明ケ他出有間敷事				
⑤境内境外之水茶屋其外ミセ物等ハ勿論、菓子見世たり共無用ニ立入堅ク致間敷事				
右定之通及違背候歟、又ハ法外ノ族有之候ハ、其品相応之過料ヲ蒙り可申候、日夜和順ニ申合、抽丹誠正道澄明ニ相勤可申状、仍而如件				

近世西宮社における開帳と社中構造

e	御開帳 中定	①昼夜共火用心第一可入念事	関屋内所に 貼る	寛保 3.11.1 (揭示月日は 寛保 4.2)
		②朝夕食事・中食等制限可無間違事		
		③相定候人数之外ハ神主方より割判ヲ以可申付候、其縁私之筋ヲ以一飯たり共申付候事堅ク致間敷事		
		④万端儉約ヲ相守、一合一錢茂御神用之物たる事ヲ存シ、少茂費ケ間敷義致間敷事		
		⑤昼夜ニ不限御神用之外一切他出致間敷候、勿論茶屋・見世物其外菓子見世たり共無用ニ立入致間敷事		
		右之通能々相守、相共ニ致和順大切ニ相勤可申候、若及違背候歟、又ハ大酒・色欲其外我俣之義有之候ハ、屹度過料可申付状、仍而如件		

した場合でも彼らを境内から追放するというかたちの対応しか行いえないことがわかる。前項と同様、遊女や博奕禁止が示されているように、神社にとってはあくまで他者であり、それが故に「一家」の如き和順が求められていたのである。

c～eは同じく寛保三年の十月二十八日に社中申し合わせのうえで作成され、開帳直前に紙に記して揭示されたものであるが、揭示場所が特徴的である。すなわち、cはA・C・Eの人々を対象としたもので、社人はもとより、開帳にかかわるすべての人々の比較的目につきやすい拝殿・御供所などに揭示された。また、dはBの神子のみを対象とするいっぽうで、神楽所に「為張置」とあることから、神主方より揭示するのではなく、神子自らの手により揭示させるというあり方が読みとれる。そして、eは関屋内所に揭示されるもので、四条目まではDと同内容である。五条目で他出や境内見世への立入禁止が示されている点がDとは異なるが、これはA・C・Eやb・cにあるような、役目を放棄しての他出禁止と、見世への立寄りなどの禁止の旨を、食事を摂る社家・祝部・加役・棒突らの目にとまる関屋に揭示することで周知させる目的があったと思われる。なお、神子に対してもdの五条目で見世への立寄り禁止が示されており、かかる点のみ切り取ればeは神子をも対象とする揭示と読めるが、前述の如く神子は自賄いであり、関屋にて食事を摂ることはないため、eの対象には含まれていない点には注意したい。

以上、本章では寛保度開帳の際に通達された諸定書を手がかりに、非日常的状

況が現出した境内空間における神主以下社人らの関係構造を描出した。それによれば、開帳において個別の役割を担う諸集団が存在し、彼らは交錯する条文を含みつつも個別に通達された定書により神主のもとに統合・編成されていた。また、その根拠は、神納物としてすべて一旦神主方にてとりまとめ、再配分するという、神用の論理であった。そこには食事を神用にて賄うことも包含されていた。これは、諸集団に対する見世への立寄り・他出禁止条項を可能とするものでもあった。神子のごとく一程度独自の集団も存在するが、定書を通達し、神楽所への揭示もなされている点を重視すれば、やはり神主のもとに統合・編成されていたと評価できる。また、唯一非日常的関係とも評価できる棒突仲間・日用仲間や境内商人などについても、神主の統制のもと、神用のために使役される存在であった。すなわち、開帳は神用の論理のもと、神主により統合・編成された、平日とன்றかない関係構造を軸として執行されていたのである。すべての得分を一旦神納し、神主のもと再配分を行う、あるいは神子の場合も神納を促すという点においては、神用の論理が平日よりもより強制力をもって彼らの関係を規定し、かつ動向を拘束していたのではないだろうか。

なお、次の宝暦度開帳では揭示形式は残るものの、定書への連判が却って疑心の基となるということで、連判形式は廃止される⁹⁹。享保度でも確認できないため寛保度が唯一と考えられるが、回を重ねつつ安定的な開帳開催のあり方を模索していた様子がうかがえる。

二二 開帳をよびこめる人々

開帳は様々な人々の助力を得ることで執行可能となる。そこで本章では、かかる諸存在を腑分けしつつ提示する。社中に限定した構造分析を目的とした前章に対し、それを前提に面的な広がりを確認しつつ、地域大社の居開帳の特

徴を確認することを目的とする。

境内商人 境内見世商人が神社へ対して提出する一札の雛形には「(前略) 右之外式人宛組合行司番相勤、御番所一ヶ処惣仲間より毎夜兩人宛相詰、火用心等相触可申候」²⁰⁾とある。ここから、彼らは二人一組で行司番を勤め、また、惣仲間より毎夜二人が「御番所」(神社が仮設した番所)を拠点に秩序維持を担っていたことがわかる。平日は境内見世は存在しないため、恒常的な仲間関係ではない。開帳時に境内を借りるという関係のみを媒介として臨時に仲間を形成し、社役にも準ずる役を負担していたのである。

地代は、一間につき境内は十五〜二十五匁、裏町・境外は五匁とある²¹⁾(開帳前に境内四〜八匁・裏二匁に値下げ)。当然境内は場所が良いため他と比べて高額となっている。なお、境外地や裏町(市庭町や境内西側カ)まで土地を貸す権限が神社にあるのか、詳細は不明であるが、完全な外部空間ではなく、境内続き地のような場所であったと想定される。

出店人については表3をご覧いただきたい。残念ながら寛保度については判然としないが、その前後、享保度・宝暦度の出店人・居所・業種・出店場所を一覧にしたものである。享保度は大坂の者のべ五十人中十四人に加えて西宮町以外の者が九人おり、西宮町人は約半数にすぎない。対して、宝暦度は大坂の者はのべ七十七人中三人、西宮町以外の者も伊丹・今津計四人にすぎず、九割が西宮町人となっていることがわかる。かかる推移からは、開帳が神社の助成から神社と西宮町域の助成へとその意義を拡大していったとも評価できよう。また、小芝居・万歳・京からくり・占いなど芸能興行に属する業態に関しては増加が顕著である。人寄せに効果があったためと考えられ、この点は近世中期以降の開帳目的が集客へとシフトするという湯浅・鴻池両氏の指摘にも関わってくる問題であろう。なお、詳細は不明であるが、享保度には半分を占めていた煮売茶屋が宝暦度には減少し、菓子売りが増加していることと、一人が複数・異業種を出店していることも特徴である。

表 3-1 享保 7 年開帳における境内諸商人

番号	名前	居所	業種
1	戎屋清三郎	大坂	煎壳茶屋
2	江戸屋清右衛門	天王寺	煎壳茶屋
3	山利屋茂兵衛	大坂難波橋博労町	煎壳茶屋
4	えひす屋九兵衛	天満	煎壳茶屋
5	忠兵衛	瀬川村	煎壳茶屋
6	馬場忠兵衛	瀬川	煎壳茶屋
7	うどんや三郎兵衛	池田村	煎壳茶屋
8	九左衛門	高木	煎壳茶屋
9	又野茂兵衛	西宮浜石才町	煎壳茶屋
10	法花や市兵衛	西宮石才浜	煎壳茶屋
11	市郎左衛門	西宮与古道町	煎壳茶屋
12	さこや善五郎	西宮東之浜	煎壳茶屋
13	坪屋清兵衛	西宮鞍掛町	煎壳茶屋
14	まんちゆや権兵衛	西宮市庭	煎壳茶屋
15	甚九郎	西宮市庭	煎壳茶屋
16	鮎屋又左衛門	西宮	煎壳茶屋
17	かぢや内角兵衛	西宮	煎壳茶屋
18	かづら馬六右衛門	西宮	煎壳茶屋
19	村之喜平治	—	煎壳茶屋
20	中村仁兵衛	—	煎壳茶屋
21	池田清兵衛	—	煎壳茶屋
22	池田長兵衛	—	煎壳茶屋
23	さとや伊兵衛	—	煎壳茶屋
24	勘兵衛	西宮馬場町	水茶屋
25	辻六郎兵衛	—	水茶屋
26	吉左衛門	西宮浦之町	蕎麦切茶屋
27	与三兵衛	大坂淡路町	蕎麦切茶屋
28	仁右衛門	西宮鳥居の前	酒売
29	三年や太郎右衛門	西宮	酒売
30	いかだや次郎兵衛	西宮	酒売
31	嶋屋吉兵衛	大坂阿波座	まんじゅう菓子
32	嘉右衛門	西宮与古道町	まんじゅう
33	木屋平兵衛	尼崎	まんじゅう
34	淡路や源兵衛	大坂道頓堀	小芝居
35	松屋惣兵衛	大坂天王寺	小芝居
36	道具屋八郎兵衛	大坂籠屋町四丁目	小芝居
37	京屋利兵衛	大坂長堀	小芝居
38	青物や治兵衛	大坂安治川	小芝居
39	又野茂兵衛	西宮	小芝居
40	あわぢや助左衛門	西宮	小芝居
41	弥次右衛門	門戸	小芝居
42	岩崎勘兵衛	大坂	まんざい
43	いがや平七	—	見せ物
44	勘右衛門	津門村	稽古浄瑠璃
45	多左衛門	西宮浜久保之町	小弓
46	小松七郎右衛門	—	歌祭文
47	武右衛門	大坂	小間物屋
48	長九郎	広田村	小間物屋
49	かめや長兵衛	大坂天満	小間物屋
50	太右衛門	東山村	植木売

註)「煎壳」は「煮壳」のことと考えられるが、原本通りとした。表 3-2 も同様。

出典：「開張(帳)之内境内諸商人場所日記」(本吉井家文書版 11)

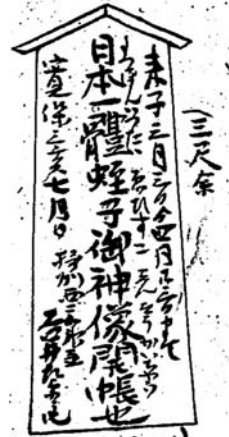
表 3-2 宝暦 14 年開帳における境内諸商人

番号	名前	居所	業種	出店場所
1	なたや藤兵衛	西宮浜久保町	煎売屋	南宮道西側
2	さ古屋庄八	西宮浜久保町	煎売屋	南宮道西側
3	正月や友七	西宮浜久保町	煎売	手水鉢前
4	竹内孫左衛門	西宮浜鞍掛町	煎売屋	相撲場
5	かいそ平六	西宮浜之町	煎売屋	相撲場
6	大工仁兵衛	西宮馬場町	煎売茶屋	御輿庫北
7	仁左衛門	西宮馬場町	煎売屋	市庭
8	はりまや久兵衛	西宮市庭	煎売屋	相撲場
9	六口屋庄兵衛	西宮市庭	煎売	神楽所南
10	さ古や給兵衛	西宮東浜	煎売茶屋	手水鉢南
11	さ古屋茂八	西宮東浜	煎売	拜殿前
12	さ古や四郎兵衛	西宮浜東之町	煎売屋	手水鉢南
13	大林屋久兵衛	西宮浜東之町	煎売屋	拜殿前
14	七角	今津	煎売茶屋	南宮東前
15	くろかねや善四郎	西宮市庭	菓子売	大門前
16	春屋藤兵衛	西宮市庭	菓子売	大門前
17	角屋平次郎	西宮市庭	菓子売	大門内
18	なへや孫兵衛	西宮市庭	菓子売	手水鉢前
19	いくのや喜八	西宮市庭	菓子売	拜殿前
20	筏屋太右衛門	西宮市庭	菓子売	市庭柴筑表道
21	なたや孫七	西宮市庭	菓子売	手水鉢前
22	あわしや長兵衛	西宮東之町	菓子売	南宮道東側
23	戎屋与次兵衛	西宮釘貫町	菓子売	大門下
24	十文しや伊平次	西宮石才町	菓子売	南宮道東
25	大明久七	西宮浜東之町	菓子売	南宮道西側
26	かもや甚左衛門	西宮東浜	菓子売	御供所前
27	正月や甚吉	西宮浜鞍掛町	菓子売	大門外北
28	乙馬与次兵衛	西宮浜鞍掛	菓子売	拜殿前西
29	油屋次兵衛	西宮浜之町	菓子売	神楽所北
30	いかたや孫兵衛	西宮浜之町	菓子売	南宮道西側
31	はりまや新七	西宮浜之町	菓子売	南宮西角
32	あわしや藤四郎	西宮浜石才町	菓子売	拜殿所
33	和泉屋善兵衛	大坂道頓堀	菓子売	拜殿西北
34	京屋甚兵衛	西宮浜久保町	饅頭屋	南宮前東
35	正月や友七	西宮浜鞍掛 (久保カ) 町	饅頭売	南宮道東
36	平之内平次郎	西宮浜脇	饅頭屋	南宮前
37	瓦林屋新兵衛	西宮与古道町	饅頭屋	南宮道東側
38	鉄屋平七	西宮市庭	饅頭屋	手水鉢前
39	戎屋与次兵衛	西宮釘貫町	饅頭屋	大門内
40	日野屋太郎兵衛	西宮久保町	蕎麦屋	神楽所南
41	あわしや次兵衛	西宮釘貫町	蕎麦屋	市庭柴筑表道
42	かすりや善左衛門	西宮浜之町	もちや	南宮道東側
43	つるや太右衛門	西宮浜久保町	こふや	神楽所北
44	たんばや喜兵衛	伊丹	こふや	南宮道西側
45	当舍市右衛門	西宮浜久保町	水茶屋	池嶋
46	かせや平兵衛	西宮	茶屋	絵馬殿西

47	かつら馬安兵衛	西宮浜石才町	小間物売	拜殿前
48	わかさや藤助	西宮浜之町	小間物売	拜殿前
49	つほや清兵衛	西宮鞍掛町	小間物売	拜殿前
50	□しや次兵衛	西宮市庭	小間物売	拜殿前
51	小間物や市兵衛	今津	小間物売	拜殿前
52	正月や友七	西宮浜久保町	軽業	相撲場北側
53	十文しや伊平次	西宮石才町	軽業	手水鉢前
54	かいそ与兵衛	西宮浜鞍掛町	馬軽業狂言	相撲場
55	さ古屋次兵衛	西宮浜石才町	子供狂言	市庭柴筑表道
56	小あミ中清左衛門	西宮浜石才町	軽業狂言	手水鉢北
57	七角	今津	八人芸	大門内南
58	つるや太右衛門	西宮浜久保町	見せ物	南宮前
59	小あミ中清左衛門	西宮浜石才町	見せ物	南宮前
60	さ古や権右衛門	西宮浜之町	見せ物	表門南
61	坂東屋七郎兵衛	西宮釘貫町	見せ物	大門内北
62	はりまや伝兵衛	西宮浜鞍掛町	見せ物	御供所前
63	石場新七	西宮中之町	見せ物	市庭柴筑
64	魚屋惣十郎	西宮浜鞍掛町	からくり	御供所前
65	なんば喜右衛門	西宮中之町	からくり	南宮道東側
66	平内惣吉	西宮浜久保町	京からくり	南宮道西側
67	大和屋借屋佐兵衛	大坂上本町		
68	か、みや善助	西宮カ		
69	しまや伊兵衛	西宮カ	京からくり	拜殿前
70	中島屋藤七	西宮カ		
71	明石屋長兵衛	西宮カ		
72	(請人丹波屋長兵衛)	(西宮中之町宿)	うらない	仮殿北
73	左門	大坂	うらない	仮殿前
74	さぬきや藤次郎	西宮浜之町	煙草屋	南宮道西側
75	大明久七	西宮浜東之町	煙草屋	南宮道東側
76	大坂屋喜八	西宮浜久保町	花売	仮殿前
77	打出屋久兵衛	西宮石才町	下駄屋	仮殿前

出典：「御開帳中境内茶屋見世物商人証文帳」(本吉井家文書帳 17)

参詣者・寄進者とその範囲 この点については、まず開帳を告知する立て札(図)の掲示場所を確認してみると、尼崎をはじめ大坂・堺・伊丹などの都市ないし町場に立てられていることがわかる。大坂では橋のもとに立てられていることが特徴で、すでに指摘されている通り、髪結いが管理を行っていたと思われる。享保度には池田・三田・有馬・郡山宿や播磨国明石・室津、淡路国、宝暦度には京都にも立てられているが、社用日記記事からの抽出であり、すべての設置場所を明記したとは考えにくく、場所の変遷の有無については不明である。しかし、いづれも城下町・在郷町・宿駅など、人の集散する場所が選ばれていること、また、広く捉えても東は京都、



【図】 開帳立て札
(寛保三年「社用日記」
七月七日条)

西は姫路あたりまでが告知範囲であつたのは間違いないだろう。なお、立て札の柄に「此方々初穂等取集二廻シ申事一切是なし」と記されているが、御供米は町在に依頼のうえで集められている。

つぎに、その御供米袋の配布に注目してみよう。これは、祝部らが「西宮太神宮御開帳御供米」と上書した紙袋④を持参して村々をおとない、袋を配布して御供米を入れてもらうという寄進方法である。大坂から兵庫、北は有馬にかけて、当初九百枚の袋を配布している。都市部を含む近隣村々と理解してよいだろう。また、廻村する祝部らの食は関屋より用意されている④。御供米が神用への充当を目的としているからで、ここでも神用の論理の貫徹が確認できる。ただ、配布数はそれにとどまらず、以降播磨を廻村した神主弟吉井采女は三千五百枚と寄進帳面十冊④、兵庫を廻った祝部田村伊左衛門は、三千枚を日用二、三人を雇用までして配布しており④、総計で七千枚以上が配布された模様である。

かように多く配布された背景には、多数の信心の者の存在がある。また、参詣者も多かったようで、それを示す興味深い事例が、享保度開帳時における武庫川・枝川の船賃・橋賃の高騰である④。西宮以東からの参詣者は必ずこれを渡河する必要があり、開帳に群集する人々を当て込んで料金を釣り上げたようである。参詣者の難儀となるにつき、寛保度にはあらかじめ神社から尼崎藩へ規制を依頼しているが、群集する参詣者の存在が当該地域の動向にまで

影響を与えていたことがうかがえる。

これらが近隣地域の村ないし個人に対して神社側から依頼を行うという関係であるとなると、遠隔地や集団からの、自発的な寄進も確認できる。それをまとめた表4によれば、大坂・西宮・尼崎が主であるが、宝暦度になると江戸・下総からの寄進も確認できる。基本的には町共同体や商人仲間を単位とするが、これ以外にも、大坂講中（御膳講・太々講・西宮講）や兵庫講中など⁸²、とくに都市部においてはえびす信仰を核に取り結ばれた集団が存在し、彼らはのほりを立てて集団で参詣する（寛保四年二月二十八日参詣）。これらは近隣・遠隔地を問わず、また、個人はもとより地域・仲間・講という多様なレベルで結合する集団からの、自発的な寄進である⁸³。

人的助力 寛保三年七月二十三日に、関屋にて西宮町・浜役人中の会合が行われる。これは、「御開帳之旨趣ハ御修覆之序ニ御社之地ヲ茂四五尺ヲ茂築上ケ申度」ため、普請人足などを提供する相談であった。このように、さきの集団を単位とする金穀や物品の寄進に対し、西宮町が人足を動員するかたちでの寄進であった。また、市庭町（個別町）中約二十人が関屋裏庭池山普請を⁸⁴、さらに町分より人足五〜六十人が出て神池の島普請を五十日かけて行うなど⁸⁵、多くの参詣者が見込まれる以上、見苦しくないように荘厳を目的としていたと思われる境内諸所の普請も、町より人足を動員して行われた。かかる寄進には西宮町の願主による寄進もあり、例えば築山石を寄進した大和屋喜兵衛ら、拜殿前石橋を寄進したわたや仲間肝煎筏屋吉兵衛らがいた⁸⁶。

寄進は人足動員にとどまらず、大坂より御供米輸送の際、尼崎町では各町一人宛肝煎に出るよう尼崎藩より指示があり、西宮町では開帳中麻袴・腰弁当にて毎日二十人肝煎に出ることが町・浜役人会合で決まるなど⁸⁷、無償奉仕とすべき助力が行われた。

西宮町は、西宮社との氏神氏子関係に基づき、金穀・物品以外にも惣町・個別町・願主と様々なレベルで労働力を提供していた。神社にとって開帳は、境内の荘厳のため、寄進という名目のもと、かかる氏子らの人的助力を以て諸

表4 寛保4年開帳における寄進者

番号	寄進者	地域	分類	寄進額	典拠
1	西宮支配荷聞若衆中	西宮	仲間	幟1・大灯燈・初尾	2. 27
2	小売米屋仲間衆	西宮	仲間	御供米10俵	2. 27
3	尼崎渡海仲間	尼崎	仲間	幟・御供米	3. 3
4	東用海町	西宮	地域	銭・幟	3. 3
5	大坂	大坂	地域	幟・献上物	3. 4
6	大坂北浜衆中	大坂	地域	幟・献上物	3. 5
7	大坂	大坂	一	銭・幟1	3. 6
8	中組小売仲間	西宮	仲間	銭2貫・御神酒2樽	3. 8
9	下福嶋	摂津	地域	銭5貫・幟1	3. 9
10	谷町徳井町	大坂	地域	幟2・御供米	3. 9
11	東酒小売仲間	西宮	仲間	銭5貫・幟1	3. 10
12	尼崎西町	尼崎	地域	大生鯛1掛・御神酒・御供米・銭3貫	3. 12
13	西宮東ノ浜	西宮	地域	銭幣1本(銭10貫)	3. 12
14	明石問屋中	明石	仲間	金2歩	3. 12
15	ざこや長左衛門	西宮	個人	生鯛2	3. 13
16	大坂雑波屋3人	大坂	個人	大灯燈2張・生鯛1掛・銭1貫	3. 13
17	有馬中務大輔	筑後	大名	初尾300疋	3. 14
18	大坂安治川廻船問屋仲見世	大坂	仲間	御供米・銭5貫	3. 15
19	鳴尾村綿屋仲間	鳴尾村	仲間	金1両	3. 15
20	大坂難波屋久左衛門	大坂	個人	金幣	3. 16
21	兵庫講中	兵庫	講	銭の作り鯛1掛・銭10貫	3. 16
22	西宮	西宮	一	金300疋	3. 16
23	浜石才町	西宮	地域	銭かけ松	3. 16
24	松平安芸守	安芸	大名	金300疋(+松原天神へ100疋、計1両)	3. 18
25	大坂北浜	大坂	地域	御供米・七福神塗り物	3. 18
26	大野新田村	摂津	地域	幟・銭5貫・鯛1掛・御神酒	3. 18
27	浜久保町若衆中	西宮	仲間		3. 20
28	尼崎西町二丁目	尼崎	地域	銭3貫・御供米・御神酒・御肴	3. 23
29	兵庫津中関中	兵庫	仲間	銭5貫	3. 25
30	大坂三井呉服店	大坂	個人	銭5貫	3. 25
31	大坂	大坂	一	銭	3. 26
32	今津村講中	今津村	講	銭8貫800文	4. 1
33	尼崎	尼崎	地域	銭	4. 12
34	紀州廻船	紀伊	仲間	木燈籠1対・銭の額	4. 12
35	御影村石船中	御影村	仲間	金200疋・マンボウ1	4. 13
36	大坂三井店	大坂	個人	金1000疋	4. 13
37	市庭町中	西宮	地域	銭5貫	4. 14
38	西宮町分	西宮	地域	銀札150匁・初穂	4. 16
39	与古道町中	西宮	地域	銭細工の太刀1振・御神酒・御鏡餅・金100疋	4. 17
40	大坂北浜講中	大坂	講	銭細工	4. 17
41	本多肥前守	播磨	大名	金100疋・銀1両	4. 20
42	大坂	大坂	地域	絵馬木・御供米	4. 21

註) 典拠欄は寛保4年「社用日記」の日付。

所の普請・修復を行いうる絶好の機会であったが、逆に、彼らの助力なくして開帳は行いえなかつたのである。

開帳収支 では、かかる諸寄進を得つつ執行された開帳は、いかほどの収益を神社にもたらしたのだろうか。最後にこの点を確認しておきたい。享保度は収入約百六十両が確認できるが、収支明細は不明である。この時は夷・南宮屋根修復に加え、広田社については本拜殿をはじめ、末社などすべての施設を境内地の高台へうつす遷宮を行っており、そこまでの収益は生み出せていない⁸⁴。時期は下るが、収支全体を一覧できるのが天保度開帳である。そこで、収支をまとめた表5から確認してみよう。まず入方は寄進と散銭が主となろうが、散銭は記されていない。その理由を解く手がかりが払方(仮)に計上された広田遙拝所以下諸末社散銭にある。これはどこの散銭箱への散銭かによって誰の得分かがあらかじめ決められていたようで、各社人へ配分されている。それに対して開帳のメインである夷社への散銭が計上されていないこともわかる。これは神納となるためで、寄進メ高へ繰り込まれていると思われる。ただし、払方(仮)の散銭も入払欄・小計欄を計算すれば寄進メ高に含まれている。それを確認してみると、まず、金銀銭で分別されているが、金収入(A)は払方(仮)とは無縁で、小計欄の銀二十六貫余として計上されている(A)。銀収入は寄進メ高の十一貫余(B)から払方(仮)の銀五口合計の十貫余(b)を引いた額である一貫余(B)が小計に計上されていることから、寄進メ高の錢二千四百八十九貫余(C)とは、金銀以外の、小計欄錢高二千二百二十貫余(C)、銀換算しており、史料記載の注記欄に元の錢高を記す)に諸散銭六口合計の錢二百六十八貫余(C)を加えた額であることがわかり、結局散銭はすべて寄進メ高へ繰り込まれて計上されている。夷社散銭も、この寄進メ高の錢(C)に繰り込まれていたと思われる。なお、寄進メ高の総計(A+B+C)が約千二百三十六両、享保度の約八倍という膨大な額である。

散銭以外の払方(仮)の項目は、奉納物代の神社立替え分や開帳準備にあたり諸所普請資金調達のための前借で、入方銀から支払われている(後日奉納者よりの入金は寄進メ高に繰り込み済カ)。払方で多額を占めるのは開帳中の

表5 天保11年(1840)開帳入払勘定

	費目	額	史料記載の注記	金換算
入方	寄進ノ高	金 420 両 3 分 3 朱 A 銀 11 貫 649 匁 5 分 1 り B 錢 2489 貫 94 文 C		420 両 194 両 622 両
	払方 (仮)	広田遙拝所散錢 錢 63 貫 950 文 南宮社散錢 錢 37 貫 981 文 百太夫散錢 錢 42 貫 933 文 天神社散錢 錢 75 貫 416 文 松尾社散錢 錢 19 貫 523 文 大國社散錢 錢 28 貫 323 文 6 口計 錢 268 貫 136 文 c	祝部中受納 神主・社家受納 神主受納 神主受納 神主・社家・祝部中・神子・社役人・関屋役人役料に渡し、惣高の内へ社納 修覆に相成る	15 両 9 両 10 両 18 両 4 両 7 両
払方 (仮)	奉納品物代引 銀 3 貫 839 匁 5 分 家具諸道具売払もの引 銀 1 貫 599 匁 御普請手尻不足返済銀引 銀 3 貫 藤田にて借用返済 銀 620 匁 銀 5 口計	銀 10 貫 558 匁 5 分 b	金 10 両	63 両 26 両 50 両 10 両 175 両
	小計	差引 銀 26 貫 90 匁 3 分 7 り A' 銀 19 貫 988 匁 6 分 1 り C' 追寄進并運上・神主冥加ノ高 銀 1 貫 91 匁 1 り B' 銀 151 匁 7 分 3 り 計 銀 47 貫 321 匁 7 分 2 り		金 420 両 3 分 3 朱 錢 2220 貫 957 文 追加入金
払方	諸雜費引 銀 23 貫 356 匁 9 分 1 り D 辻大炊役料 銀 380 匁 関屋役料 銀 250 匁 上関屋祝儀 銀 7 匁 8 分 7 り 名次山番祝儀 銀 2 匁 7 分 祝部倅 3 人へ祝儀 金 1 両 2 歩 但馬守支度料 銀 150 匁 社家・祝部中役料 (9 人) 銀 7 貫 98 匁 2 分 6 り 計 銀 31 貫 341 匁 9 分 3 り		350 匁のところ 30 匁増額 金 2 朱 錢 300 文 1 人銀 780 匁 9 分 2 り	389 両 6 両 4 両 0.11 両 0.03 両 1 両 2 両 118 両 (1 人 13 両) 522 両
	惣差引(残銀)	銀 15 貫 979 匁 7 分 9 り E		266 両

註 1) 金換算欄は比較のため 1 両 = 銀 60 匁 = 錢 4 貫で算出。但し費目毎の概算のため総計などはあわない。

註 2) 金額の後ろに付したアルファベットについては本文参照。

出典：「御開帳世話人勘定控」(本吉井家文書仮 22)。

経費と思われる「諸雑費引」(D)で、銀四十七貫余(約三百八十九兩)が計上されている。その他は関係者への役料である。前章で明らかにした、一旦神納のちに再配分されるものがこれであり、神主の社中における立場を物質的側面において担保するものといえる。これらすべてを差し引いた残額が銀十六貫弱(約二百六十六兩)で(E)、これが純利益として神用(諸所修復)に充当される。

従来、開帳は寺社普請と密接に関連する点が強調されている。西宮社の場合も諸所普請が願書に記された理由であり、実際普請に充当されるのだが、諸所散銭・役料あわせて神主が約三十兩余、社家・祝部が各約二十兩余を受納していることも見逃せない。すなわち、開帳は社人各家にも恩恵をもたらしていたのである。この場合入方が激増した天保度の事例であり、享保度まで遡及できるか、また、他社社では開帳の結果赤字を出した事例も確認できるため一概にはいえないが^四、上手くすれば短期間で莫大な収入を得ることができるといって、社人個々の思惑も介在していたと考えられる。

このように、西宮社との関係に濃淡こそあれ、同社を核に、信仰を媒介として様々な人々が関係を取り結び、かかる人々の信仰の発露である金穀奉納や、西宮町など氏子町村からの労働力の寄進に依拠することで、また、神社側もそれを期待して開帳が執行された。そして、金穀奉納が最終的には神主による社中統合・編成の論理へと結びつくのである。

おわりに

近世西宮社の開帳は、社殿修復費用捻出を理由に享保度から実施されたもので、それは元禄期の幕府寺社行政の転換、すなわち公儀修復から開帳・勸化免許へという、全国的傾向と軌を一にしている。しかし、具体的にみると、神

職以下個別の役割を担いつつ複合的に存在する諸集団を、個別の定書通達により神主のもとに統合することで開帳が執行されていた。斯様なあり方の根柢は、金穀収入をすべて神納物として一旦神主方にて一元的にとりまとめたうえで再配分することにある。神用の論理による統合であり、この場合、規律と物質的根柢とが表裏一体となってそれが実現していたのである。さらにそれは、受納者の判断による個別の神納（享保度）↓一旦すべて神納（寛保度）という方式への変更から、より強固なものとなつていったと評価することができる。ただし、最終的に神納される点では同じであり、論理自体は時代を超えて一貫している点は見逃せない。

かかる神用の論理は平日の社中統合・編成の論理と同じである。すなわち、確かに開帳は非日常的空間を現出させるが、平日の社中構造とその論理を基軸とすることで秩序ある執行が可能となつていたのである。ゆえに、従来開帳は参詣者・講中・境内見世や収支分析など、非日常的要素の描出に注力されてきた観があるが、社中（寺中）構造と連関させて把握されなければならない。

また、収支が問われる際には寄進分析が主であったが、帳簿上にあらわれない、氏子らを中心とする人的助力（労働力）の側面も見逃せない。かかる人的助力を「寄進」という名目で動員して修復などを行いうる点、これも地方寺社居開帳のメリットである。

課題としては、社中へ対する定書の通達がつぎの宝暦度には廃止されるなど、以降の開帳との変化の有無とその意義の追究があげられる。それについては、社中内部の問題のみならず、領主支配関係（尼崎藩領時代と明和上知以降の幕領時代）のような外的要因、そして開帳をささえる人々の具体相を追究し、時期的段階差の有無を見極めながら、「磁極」としての西宮社をとりまく諸関係を構造的に把握する作業が求められよう。

注

- (1) 比留間尚『近世の開帳』吉川弘文館、一九八〇年。
- (2) 北村行遠『近世開帳の研究』名著出版、一九八九年。
- (3) 湯浅隆「江戸の開帳における十八世紀後半の変化」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第三三集、一九九一年)。
- (4) 鴻池義一「大坂の開帳」(『大阪の歴史』二二、一九八七年)。
- (5) 高埜利彦「近世石山寺の開帳」(大野瑞男編『史料が語る日本の近世』吉川弘文館、二〇〇二年、同『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館、二〇一四年所収)。
- (6) 御神体自体は神の依り代であり、仏像と異なり人々の拝観に供するものではないため、祭神と所縁ある像や神宝などを開帳したと思われる。本稿で対象とする近世西宮社の開帳も、御神体を拝観に供したわけではない(後掲注①参照)。なお、現代と安易に比較するべきではないが、戦後は神社本庁より御神体一般公開禁止の通達がなされている(昭和二十三年四月二十日通達第八号「霊代に関する件」(『神社本庁規定類集』神社新報社、一九九二年改訂初版、一八二頁))。
- (7) 吉田伸之「都市民衆世界の歴史的位相―江戸・浅草寺地域を例として」(『歴史評論』五六三号、一九九七年、同『巨大大城下町江戸の分節構造』山川出版社、二〇〇〇年所収)、同「江戸・内・寺領構造」(吉田伸之・伊藤毅編『伝統都市4 分節構造』東京大学出版会、二〇一〇年)などの、吉田氏による浅草寺研究や、塚田孝「近世・寺院社会の地域史」(『歴史評論』六二三号、二〇〇二年)などの、塚田氏による和泉国の一山寺院研究。
- (8) 正徳期以前の社中構造と境内図については、拙稿「近世西宮神社の社中構造―貞享―正徳期を事例として―」(『ヒストリア』二二六、二〇一三年、境内図は同誌六頁掲載図)を参照。
- (9) 西宮神社所蔵「社用日記」享保九年(一七二四)五月朔日条。以下「日記」と表記。
- (10) たとえば、「日記」享保二年(一七二七)三月二十七日・十一月十五日条。
- (11) 「日記」寛保三年(一七四三)六月十日条。沖夷とは、えびすの荒魂を祀る境外末社である。「客人神像」は、蛭児神を祀る本社東殿に古くより同祭されていたものの、主神でも相殿の神でもなく、まさに客人まろうとという存在であったが、蛭児神の真のお姿が不明であるなか、いつの頃からか鯛を抱えて喜色満面のこの像を以て蛭児神(≡えびす)のお姿とされたとの説がある(吉井良秀『西宮夷神研究』同氏発行、一九三五年、一七二頁)。近世開帳の対象となっていたのはこの「客人神像」と沖夷神像であり、享保度には沖夷神像を開帳したが、寛保度ではどちらを開帳すべきか「以御鬮神慮ヲ奉伺」り、鬮の結果

- を以て「客人神像」を開帳している。いずれも像の形状であったため、仏像と同様開帳という行為が可能であったと思われる。
- (12) 「日記」寛保三年七月十九日条。なお、享保度は大坂板刷りを雇用したが、飯料など物入りにつき寛保度は惣仲間にて刷ることになった。
- (13) 享保度開帳の背景と手続きについては、『西宮神社御社用日記』第三卷（清文堂出版、二〇一五年刊行予定）の筆者執筆解題を参照。
- (14) 倉地克直「勸化制」をめぐって」（『論集近世史研究』京都大学近世史研究会、一九七六年）、柚田善雄「近世の寺社造営―公儀普請と勸化―」（高埜利彦・安田次郎編『新体系日本史15 宗教社会史』山川出版社、二〇一二年）など。
- (15) 「日記」寛保四年二月十一日条。
- (16) 拜殿当番については、前掲、拙稿「近世西宮神社の社中構造」参照。
- (17) 「日記」享保七年（一七二二）四月晦日条。
- (18) 「日記」寛保三年六月二十三日条。
- (19) 「日記」宝暦十三年（一七六三）七月二十七日条。
- (20) 「日記」寛保三年十一月条。
- (21) 「日記」寛保三年十一月十日条。
- (22) 石山寺文化財総合調査団編『石山寺資料叢書 近世文書集成』（法蔵館、二〇〇一年）の三浦俊明氏執筆解題。
- (23) 「日記」寛保三年七月三日条。
- (24) 「日記」寛保三年七月二十九日条。
- (25) 「日記」寛保三年九月八日条。
- (26) 「日記」寛保四年二月六日条。
- (27) 「日記」寛保三年七月朔日条。枝川は、武庫川河口部の支流であり、大正期に廃川となる。なお、その旧流路域は阪神電鉄が買収し、甲子園球場などが建設された。
- (28) 「日記」寛保四年二月五日条・同十日条。
- (29) 遠隔地の講中が実際に参詣したかは不明であるが、文化度開帳時には、文化八年（一八一二）正月、江戸日本橋講中・酒問

屋講中等宛の神主年頭書に「御開帳有之候間、賑々敷御参詣可被下」とあり、開帳通知と参詣依頼がなされている（西宮神社本吉井家文書仮一〇「神楽料定之事・勤式定之事」）。

(30) 「日記」寛保三年七月十九日条。

(31) 「日記」寛保三年八月四日条。

(32) 「日記」寛保三年七月二十四日条・十二月二十一日条。

(33) 「日記」寛保四年二月二十一日条。

(34) 前掲、『西宮神社御社用日記』第三卷の筆者執筆解題分。

(35) たとえば、延享期に大坂にて六十日間の出開帳を行った河内国壺井社の場合、「雨天続参詣等も無之却而諸入用多百両余損金仕」とある（布施弥平治編『百箇条調書』第五卷、新生社、一九六七年、一六四六頁）。

〔付記〕史料の利用にあたり、西宮神社宮司吉井良昭氏、禰宜吉井良英氏に多大な便宜をおはかりいただきました。記して御礼申し上げます。